

共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）の基準

共生型自立訓練（機能訓練）の基準

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

（共生型自立訓練（機能訓練）（通所介護））

第百六十二条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）（小規模多機能））

第百六十二条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

共生型自立訓練（生活訓練）の基準

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

（共生型自立訓練（生活訓練）（通所介護））

第百七十一条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）（小規模多機能））

第百七十一条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

24

共生型自立訓練（機能訓練）の基準

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。
- 五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百六十二条の四 略

共生型自立訓練（生活訓練）の基準

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。
- 五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百七十一条の四 略

25

障害福祉・介護保険サービスの比較（デイサービス①）

	生活介護(障害福祉)＜障害者＞		自立訓練(障害福祉)＜障害者＞		通所介護(介護保険)		
概要	居間・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上				—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)	同左		管理者	常勤専従	
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)	—		医師	—	
	サービス管理責任者 (実務経験3～10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分: 40:1 (常勤1以上)	同左		生活相談員 (社会福祉士、 精神保健福祉士、 社会福祉主事等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1	生活支援員 1人 (常勤1以上)	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	6:1	生活支援員 1人 (常勤1以上)	介護職員 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
		平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1	看護職員 1人			看護職員 1人 (常勤1以上) ※生活訓練は不要	看護職員 1人 (定員10人以下では、不要)
平均障害支援区分5以上 → 3:1		理学療法士又は作業療法士 必要数	理学療法士又は作業療法士 1人 ※生活訓練は不要			機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等) 1人	
設備	訓練・作業室	支障がない広さ			食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員 26	

障害福祉・介護保険サービスの比較（デイサービス②）

	児童発達支援(障害福祉)＜障害児＞ ※児童発達支援センター、 主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く		放課後等デイサービス(障害福祉) ＜障害児＞ ※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く		通所介護(介護保険)	
概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う		授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	10人以上				—	
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	同左		管理者	常勤専従
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3～10年(うち3年以上は障害児・児童・障害者の支援) +研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	同左		生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	指導員 又は保育士	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上)	児童指導員、保育士 又は障害福祉サービス経験者	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上) ※児童指導員 又は保育士を 半数以上	介護職員 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
					看護職員 1人 (定員10人以下では、不要)	看護職員 1人 (定員10人以下では、不要)
機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	同左		機能訓練指導員 (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等)	1人	
設備	指導訓練室	支障がない広さ			食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員 27

共生型短期入所、共生型短期入所生活介護の基準

共生型短期入所の基準

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

(共生型短期入所 (予防)短期入所生活介護)

第二百五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

とする。

- 一 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室の面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

共生型短期入所生活介護の基準

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

(共生型短期入所生活介護)

第四十条の十四 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四十条の十五 略

28

共生型短期入所の基準

(共生型短期入所 (小規模多機能))

第二百五条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二百五条の四 略

共生型短期入所生活介護の基準

29

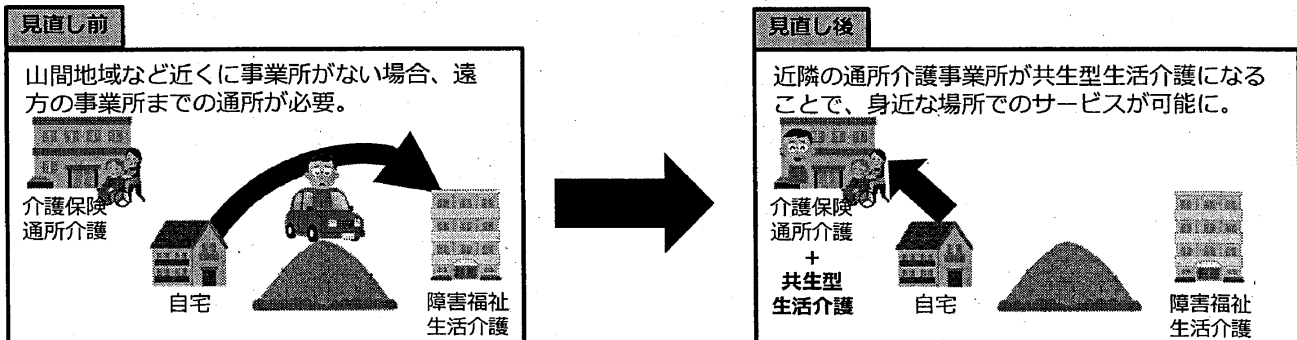
障害福祉・介護保険サービスの比較（ショートステイ）

施設類型	短期入所(障害福祉)＜障害児者＞		短期入所生活介護(介護保険)		
	併設型・空床利用型 ※ショートの利用者数を本体施設の利用者とみなした上で、障害施設として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい		単独型		
管理者	管理者	専従	管理者	専従	
人員配置	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていけば不要)	従業者	医師	1人
	サービス管理責任者 (実務経験3～10年 +研修30.5時間)	40:1 (利用者60人まで、1以上で可) (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士 精神保健福祉士、 社会福祉主事等)	100:1 (常勤1以上)
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1		介護職員 看護職員	3:1 (常勤1以上)
	栄養士	必置ではない(配置しない場合、減算)		機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人
	調理員その他の従業者	—		栄養士	1人
	夜勤職員	60:1		調理員その他の従業者	適当数
	夜勤職員	60:1		夜勤職員	25人まで 1人 26～60人まで 2人 61～80人まで 3人 81～100人まで 4人 101人以上 4に利用者が100を超えて25又は端数を増すごとに1を加えた数
居室面積	9.9㎡(定員4人以下)	8㎡(定員4人以下)	10.65㎡(定員4人以下)		
設備	食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、訓練・作業室	食堂、浴室、洗面所、便所	食堂、浴室、洗面設備、便所、機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室		

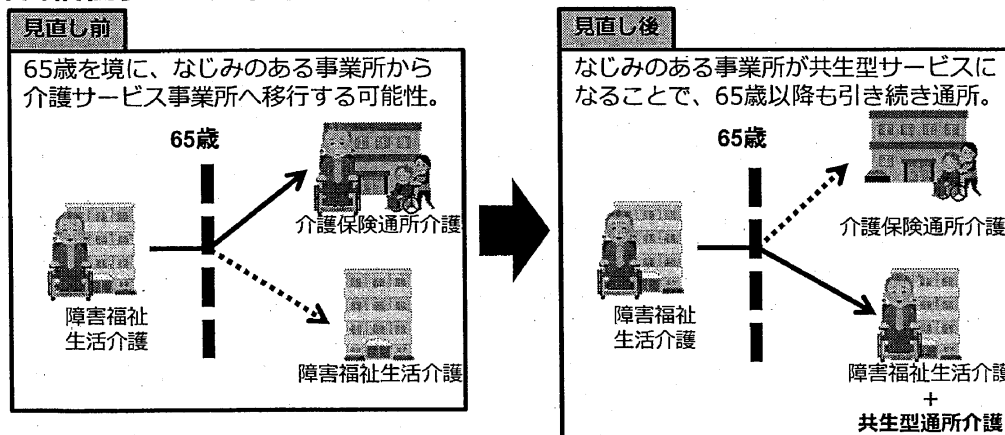
共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位

「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例」(案)の概要【障害福祉関係】

制定の概要(共生型事業者の特例)(抜粋) 施行期日:平成30年4月1日

児童福祉法に基づく共生型障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共生型障害福祉サービス事業者並びに介護保険法に基づく共生型居宅サービス事業者及び共生型介護予防サービス事業者(以下「事業者」という。)の設備、運営等に関する基準は、次に掲げるもののほか、共生型障害児通所支援事業者にあつては児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準を、共生型障害福祉サービス事業者にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準を、共生型居宅サービス事業者にあつては指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準を、共生型介護予防サービス事業者にあつては指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準をその基準とする(第4条、第5条、第10条、第17条及び第18条関係)。

- ア 事業者は、当該事業者が行う事業(以下「事業」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供すること。
- イ 事業を行う施設(以下「事業所」という。)の管理者は、暴力団員等であつてはならないこと。
- ウ 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないこと。
- エ 事業者は、その提供するサービスの質の評価の結果を公表するよう努めること。
- オ 事業者は、従業員の計画的な育成に努めること。
- カ 事業者は、事故の発生の防止のための指針を整備する等事故の発生又はその再発を防止するための措置を講ずること。
- キ 事業所の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待防止法に掲げる行為をしてはならないこと。
- ク 事業者は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、入所者等に提供してはならないこと。
- ケ 事業者は、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は遊戯に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入所者等に提供し、又は使用させてはならないこと。
- コ 事業所は、その施設の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその施設の運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならないこと。
- サ 事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならないこと。

32

「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例」(案)【新旧対照①】【障害者総合支援法関係】

現 行	改 正 案
<p>第5節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係 (基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業の基準)</p>	<p>第5節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係 (基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業の基準)</p>
<p>第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この節において「法」という。)第30条第1項第2号イの規定による条例で定める基準該当障害福祉サービスの事業の基準並びに法第43条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定障害福祉サービスの事業の基準は、次項から第9項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第2項に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第42条第2項(省令第43条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に定める基準中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第75条第2項(省令第93条、第154条、第162条、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条及び第223条第1項において準用する場合を含む。)に定める基準中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第170条の2第2項に定める基準中「当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。</p>	<p>第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この節において「法」という。)第30条第1項第2号イの規定による条例で定める基準該当障害福祉サービスの事業の基準並びに法第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定障害福祉サービスの事業の基準は、次項から第9項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第2項に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第42条第2項(省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第125条の4並びに第136条において準用する場合を含む。)に定める基準中「当該指定居宅介護を提供した日」とあり、省令第75条第2項(省令第93条、第93条の5、第162条、第162条の4、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。)に定める基準中「当該指定療養介護を提供した日」とあり、省令第170条の3第2項(省令第171条の4において準用する場合を含む。)に定める基準中「当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日」とあり、及び省令第206条の11第2項(省令第206条の20において準用する場合を含む。)に定める基準中「当該指定就労定着支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。</p>

33

**「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等
の一部を改正する条例」(案)〔新旧対照②〕【障害者総合支援法関係】**

現 行	改 正 案
2 指定障害福祉サービスの事業又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。	2 指定障害福祉サービスの事業又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。	3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
4 指定障害福祉サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。	4 指定障害福祉サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
5 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第24条第2項（省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第57条第3項（省令第93条、第162条、第171条、第184条、第197条、第202条、第206条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第121条第3項、第133条第3項又は第145条第4項（省令第213条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。	5 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第24条第2項（省令第43条第1項及び第2項、 <u>第43条の4</u> 並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第57条第3項（省令第93条、 <u>第93条の5</u> 、第162条、 <u>第162条の4</u> 、第171条、 <u>第171条の4</u> 、第184条、第197条、第202条、第206条、 <u>第206条の12</u> 、第206条の20及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第121条第3項（ <u>省令第125条の4</u> において準用する場合を含む。）、第133条第3項又は第210条の5第4項（ <u>省令第213条の22</u> において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
6 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第33条第3項（省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第68条第3項（省令第93条、第125条、第162条、第171条、第184条、第197条、第202条、第206条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、 <u>第150条第5項</u> 又は <u>第212条第4項</u> の研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。	6 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第33条第3項（省令第43条第1項及び第2項、 <u>第43条の4</u> 、第48条第1項及び第2項、 <u>第206条の12</u> 並びに <u>第206条の20</u> において準用する場合を含む。）、第68条第3項（省令第93条、 <u>第93条の5</u> 、第125条、 <u>第125条の4</u> 、第162条、 <u>第162条の4</u> 、第171条、 <u>第171条の4</u> 、第184条、第197条、第202条、第206条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、 <u>第212条第5項</u> （ <u>省令第213条の11</u> において準用する場合を含む。）又は <u>第213条の21</u> 第4項の研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。 ³⁴

**「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等
の一部を改正する条例」(案)〔新旧対照③〕【障害者総合支援法関係】**

現 行	改 正 案
7 指定障害福祉サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。	7 指定障害福祉サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
8 指定障害福祉サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 指定障害福祉サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。	(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。
(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害福祉サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害福祉サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
(3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	(3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
9 省令第140条第1項（省令第210条において準用する場合を含む。）に定める基準にかかわらず、同項に規定する入所施設又は病院の敷地内に存するこれらの施設以外の建物（以下この項において「敷地内建物」という。）が、独立した建物であり、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場合には、敷地内建物を法第34条第1項に規定する共同生活住居とすることができる。	9 省令第210条第1項（ <u>省令第213条の16</u> において準用する場合を含む。）及び <u>第213条の6</u> 第1項に定める基準にかかわらず、同項に規定する入所施設又は病院の敷地内に存するこれらの施設以外の建物（以下この項において「敷地内建物」という。）が、独立した建物であり、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場合にあっては、敷地内建物を法第34条第1項に規定する共同生活援助を行う住居とすることができる。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し

- 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、平成26年8月より平成29年2月にかけて「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件や対象疾病の検討を行い、対象疾病を130疾病から358疾病に拡大。
- その後の指定難病の検討状況等を踏まえ、本年2月開催の障害者総合支援法対象疾病検討会において、新たに対象となる疾病の検討が行われ、本年4月を目途に施行を予定（359疾病）。

施行	新規	分割	統合	廃止	計
平成25年4月	130				130
平成27年1月	25	▲ 3	1	▲ 2	21
平成27年7月	196	1		▲ 16	181
平成29年4月	26				26
平成30年4月(予定)	1				1
計					359

H26.7 「障害者総合支援法対象疾病検討会」の立ち上げ

【第1回】○関係団体ヒアリング

- ・一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）
- ・認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク

○検討の進め方等

- 【第2回】○障害者総合支援法の対象となる難病等の考え方（要件等）
- 対象疾病の検討（第1次実施分）

H27.1 第1次疾病の実施（151疾病）

H27.3 【第3回】○検討（第2次）の進め方

○対象疾病の検討（第2次実施分）

- 【第4回】○対象疾病の検討（第2次実施分）

H27.7 第2次疾病の実施（332疾病）

H29.1 【第5回】○対象疾病の検討（第3次実施分）

H29.4 第3次疾病の実施（358疾病）

H30.2 【第6回】○対象疾病の検討（第4次実施分）

⇒その後、パブコメの実施、告示の改正等

H30.4予定 第4次疾病の実施（359疾病）

障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
①発病の機構が明らかでない	要件としない
②治療方法が確立していない	要件とする
③患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない
④長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後>（案）

別紙

- ※ 新たに対象となる疾病（1疾病）
- △ 表記が変更された疾病（3疾病）
- 障害者総合支援法施行日の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカド症候群	41	円錐角膜	81	クッシング病
2	アイザックス症候群	42	黄色粘膜炎	82	クリオピリン関連周期性麻痺群
3	IgA腎症	43	真珠硝子ロフィー	83	クリッペル・トレノニー・ウェーバー症候群
4	IgG4関連疾患	44	大田原症候群	84	クルーゾン症候群
5	重症性体化格不全症	45	オクシビタル・ボーン症候群	85	グルコーストランスポーター1欠損症
6	アジソン病	46	オスター病	86	グルタル酸血症1型
7	アッシャー症候群	47	カーニー複合	87	グルタル酸血症2型
8	アトピー性気管炎	48	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	88	クロウ・深部症候群
9	アペル症候群	49	眞綿紅大腸炎	89	クローン病
10	アミロイドーシス	50	下眼体眼瞼機能低下症	90	クローンカイト・カナダ症候群
11	アラジール症候群	51	家族性地中海熱	91	産後甲状腺炎（二相性）急性期
12	アルポート症候群	52	家族性肉性腫瘍	92	結核性硬膜
13	アレキサンダー病	53	カバシ病	93	結節性多発性膿瘍
14	アンジェルマン症候群	54	化膿性細菌性肺炎・細菌性髄膜炎・アグネ症候群	94	急性性小脳減少性脳症
15	アントレー・ピクスター症候群	55	遺精症候群	95	結核性皮膚病
16	イソチアザン症候群	56	カラクトース・レリン・ラフリス・トランスフェラーゼ欠損症	96	先天性胆管狭窄症
17	一次性ネフローゼ症候群	57	カルニチン欠損症候群	97	先天性免疫不全症
18	一次性慢性増殖性糸球体腎炎	58	加齢黄斑変性	98	先天性免疫不全症
19	I p36欠損症候群	59	肝臓癌	99	先天性免疫不全症
20	遺伝性自己炎症疾患	60	間質性肺炎（ハンパ型）	100	先天性免疫不全症
21	遺伝性アミロイドーシス	61	嚙み20歳前後発症性	101	先天性免疫不全症
22	遺伝性肉質性肉芽腫	62	関節リウマチ	102	結核性硬膜
23	遺伝性肺炎	63	完全大血管転位	103	腸管性多発性膿瘍
24	遺伝性骨芽腫性貧血	64	箱皮膚白癩症	104	型I g D症候群
25	VATER症候群	65	急性中脳梗塞	105	好酸球性骨髄質
26	ワイバーン症候群	66	チャロウェイ・モフト症候群	106	好酸球性多発性膿瘍性肉芽腫
27	ワリアムズ症候群	67	急性骨髄性白血病	107	好酸球性膿瘍
28	ワイルソン病	68	急性脳炎	108	先天性免疫不全症
29	ワエスト症候群	69	脊髄性筋萎縮症	109	後天性免疫不全症
30	ワエルガー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	110	先天性免疫不全症
31	ワオルフラム症候群	71	強直性脊髄炎	111	肉芽腫性肺炎
32	ワルビヒ病	72	遠位性	112	高チロシン血症1型
33	HTLV-1関連神経症	73	巨細胞性肺炎	113	高チロシン血症2型
34	ATR-X症候群	74	巨大動脈瘤（頸部）	114	高チロシン血症3型
35	ADH分泌異常症	75	巨大動脈瘤（腹部）	115	後天性免疫不全症
36	エーラス・ダンロス症候群	76	巨大動脈瘤（小脳）	116	広範囲性免疫不全症
37	エプスタイン症候群	77	巨大リンパ管瘤	117	抗リンパ球抗体症候群
38	エプスタイン病	78	原発性免疫不全症	118	コケイン症候群
39	エマヌエル症候群	79	結核性肺炎	119	コステロイド症候群
40	遠位性ミオパチー	80	硝子硝子ロフィー	120	網膜不全症

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

※ 新たに対象となる疾病 (1疾病)
 △ 表記が変更された疾病 (3疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
121	骨髄異形成症候群	○ 161	進行性眼上性網膜	201	先天性眼瞼下垂症
122	骨髄腫瘍	○ 162	進行性骨髄質神経痛	202	先天性眼瞼下垂症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	163	進行性多発性骨髄腫	203	新緑内障
124	SpA関連疾患	164	進行性白質病	204	早期ミオクローニク症
125	コフィン・シリス症候群	165	進行性ミオクローニク症	205	網膜神経腫瘍
126	コフィン・ローリー症候群	166	心室中隔欠損を伴う胎動異常症	206	網膜神経腫瘍
127	複合性眼瞼下垂	167	心室中隔欠損を伴わない胎動異常症	207	網膜神経腫瘍
128	眼瞼下垂症	168	スタージ・ウェバー症候群	208	ソフト症候群
129	再生不良性貧血	169	ステイワース・ジョンソン症候群	209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
130	サイトメガロウイルス免疫不全	○ 170	スミス・マジニ症候群	210	第14番染色体欠損症/ダイソミ一症候群
131	再発性多発骨髄腫	171	スモン	○ 211	大腸炎性腸管狭窄症
132	左心気管形成症候群	172	真性X染色体	212	大腸石瘻
133	サルコイドーシス	173	胎膜X染色体異常	213	ダウン症候群
134	三尖弁閉鎖症	174	正位性水腫	○ 214	高尿酸血症
135	三尖弁狭窄症	175	成人スチル病	215	多系統萎縮症
136	CF症候群	176	成長ホルモンス分泌亢進症	216	タナトフォリック骨形成症
137	シェーグレン症候群	177	腎臓萎縮症	217	多発性骨髄質内芽腫
138	色素性乾皮症	178	腎臓小動脈狭窄症(多系統萎縮症を除く。)	218	多発性硬化症/視神経炎
139	自己免疫空腸性ミオパチー	179	腎臓腫瘍	219	多発性軟骨性外骨腫
140	自己免疫性肝炎	180	腎臓性腎臓腫瘍	220	多発性骨髄腫
141	自己免疫性後天性葉状因子欠乏症	181	セビアブテリン還元酵素(SR)欠損症	221	多発性骨髄腫
142	自己免疫性慢性貧血	182	前腸形成異常	222	タンジー丸病
143	四肢形成不全	○ 183	全身性エリテマトーデス	223	睾丸炎
144	シトステロール血症	184	先天性腎臓腫瘍	224	神経線維性色素症
145	シトリン欠損症	185	先天性眼瞼下垂症	225	知覚症候群
146	歯肉炎	186	先天性眼上性網膜	226	起立性調節障害
147	脳筋腫瘍	187	先天性気管狭窄症/先天性肺門下狭窄症	△ 227	先天性内リンパ水腫
148	若年性特発性関節炎	△ 188	先天性肺腫瘍	228	チャーシュ症候群
149	若年性対炎	189	先天性筋力低下症	229	中脳神経形成異常症/ドモルシア症候群
150	シャルコー・マリー・トウース病	190	先天性グリコシルホスファチドイリノシール(GPI)欠損症	230	中毒性表皮壊死症
151	重症筋力低下	191	先天性三尖弁狭窄症	231	腸骨神経節腫瘍/少産
152	修正大血管転位症	192	先天性腎臓腫瘍	232	T9分岐症候群
153	シュベール症候群/腸管腫瘍	△ 193	先天性赤血球形成異常性貧血	233	TNF受容体関連病/腸管腫瘍
154	シュワルツ・ヤンベル症候群	194	先天性嚔管閉鎖症	234	低ホスファターゼ症
155	沈着性関節炎/関節炎を示すてんかん性網膜症	195	先天性大腸血管形成不全症	235	大腸腫
156	神経細胞腫瘍/異常症	196	先天性肺腫瘍	236	先端と変形性骨軟化症/先天性色素性白質病
157	神経細胞スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質病	197	先天性肺腫瘍	○ 237	特発性拡張型心筋症
158	神経腫瘍	198	先天性肺腫瘍	238	特発性腸管腫瘍
159	神経フェリチン症	199	先天性肺腫瘍/腸管欠損症	239	特発性基底核石灰化症
160	神経有核赤血球	200	先天性ミオパチー	240	特発性小脳萎縮症/多系統萎縮症

38

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

※ 新たに対象となる疾病 (1疾病)
 △ 表記が変更された疾病 (3疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
241	特発性血腫症(遺伝性血腫症によるものに限る。)	281	非典型型急性尿毒症候群	321	慢性肺炎
242	特発性後天性全身性紅斑	282	非特異性多発性小膿瘍症	322	慢性特発性腎臓腫瘍
243	特発性大腸肉腫/腸管癌	283	皮膚病変/多発性皮膚炎	323	ミオクローニク欠損症
244	特発性多中心性キャッスルマン病	△ 284	びまん性肉腫/腸管癌	○ 324	ミオクローニク欠損症を伴うてんかん
245	特発性門脈圧亢進症	285	肥満性糖尿病	○ 325	ミトコンドリア病
246	特発性前庭神経炎	286	表皮水腫	326	狭心症
247	先天性肺腫瘍	○ 287	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	327	狭心症候群
248	ドラバ症候群	288	ファイファー症候群	328	無卵リボタンバク血症
249	中核・西村症候群	289	ファロ一症候群	329	メーブルシロップ尿症
250	那須・ハコラ病	290	ファンゴニ病	330	メチルグルタコン酸血症
251	軟骨腫瘍	291	狂人症候群	331	メチルマロン酸血症
252	腸管腫瘍/腸管腫瘍/腸管腫瘍	292	フェニルケトン尿症	332	メビウス症候群
253	22q11.2欠損症	293	混合カルボキシセラゼ欠損症	333	メンタス病
254	乳幼児期巨大血管腫	294	腸管腫瘍/腸管腫瘍	334	網膜色素上皮症
255	尿素リサイクル異常症	295	腸管腫瘍/腸管腫瘍	335	モヤモヤ病
256	ヌーナン症候群	296	腸管腫瘍/腸管腫瘍	336	モフット・ウィルソン症候群
257	ネイルパテラ症候群(爪線腫瘍/爪線腫瘍)八MK18陽性腫瘍	297	アラウ症候群	337	腸管腫瘍/腸管腫瘍
258	腸管腫瘍	298	アラウ・ワイルド症候群	338	ヤング・シンプリン症候群
259	腸管腫瘍/腸管腫瘍	299	アリオン病	339	遺伝性骨形成不全症
260	腸管腫瘍	300	プロピオン酸血症	340	遺伝性骨形成不全症を伴うてんかん
261	腸管腫瘍	301	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	341	4p欠損症候群
262	パーキンソン病	302	排膿性細菌性肺炎	342	ライソゾーム病
263	パーチャー病	303	多ケトチオラーゼ欠損症	343	ラスマッセン病
264	腸管腫瘍/腸管腫瘍	304	ペーネット病	344	ラングムリン症候群
265	腸管腫瘍/腸管腫瘍	305	ペスレムミオパチー	345	ラングムリン症候群
266	腸管腫瘍(自己免疫性又は先天性)	306	ペリリン症候群/腸管腫瘍	○ 346	リジン尿症
267	腸管腫瘍	307	ヘモグロマトーシス	○ 347	両側性小脳萎縮・外耳道閉鎖症
268	パッド・キアリ症候群	308	ペリー一症候群	348	腸管腫瘍/腸管腫瘍
269	ハンダント病	309	ペルーシド先天性切歯性症	○ 349	リンパ管腫瘍/ゴーハム病
270	先天性特発性腎臓腫瘍	○ 310	ペルオキシシオーム病(腸管腫瘍/腸管腫瘍)	350	リンパ管腫瘍
271	PCDH19関連症候群	311	片側性眼病	351	腸管腫瘍(後天性表皮欠損症を含む。)
272	非クラーシス型高グリン血症	312	片側性眼病/てんかん症候群	352	ルビンシュタイン・テイビ症候群
273	肥満性皮膚病	313	芳香族L-アミノ酸尿症/腸管腫瘍	353	レーベル症候群/腸管腫瘍
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	314	腸管腫瘍/腸管腫瘍	354	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
275	皮膚下膿瘍と白質病を伴う腸管腫瘍/腸管腫瘍	315	ポリフィリン病	355	男性性染色体異常症
276	腸管腫瘍	316	マリネスコ・シェーグレン症候群	356	レット症候群
277	腸管腫瘍/腸管腫瘍	317	マルファン症候群	357	レノグッド・カスター症候群
278	ビタミンB6依存性くる病/腸管腫瘍	318	慢性炎症性腸管腫瘍/腸管腫瘍	358	ロスモンド・トムソン症候群
279	ビタミンB6依存性くる病/腸管腫瘍	319	腸管腫瘍/腸管腫瘍	359	腸管腫瘍を伴う先天性眼病
280	ヒッカースタップ腸管腫瘍	320	腸管腫瘍/腸管腫瘍		

39

2 障害者の地域生活における基盤整備について

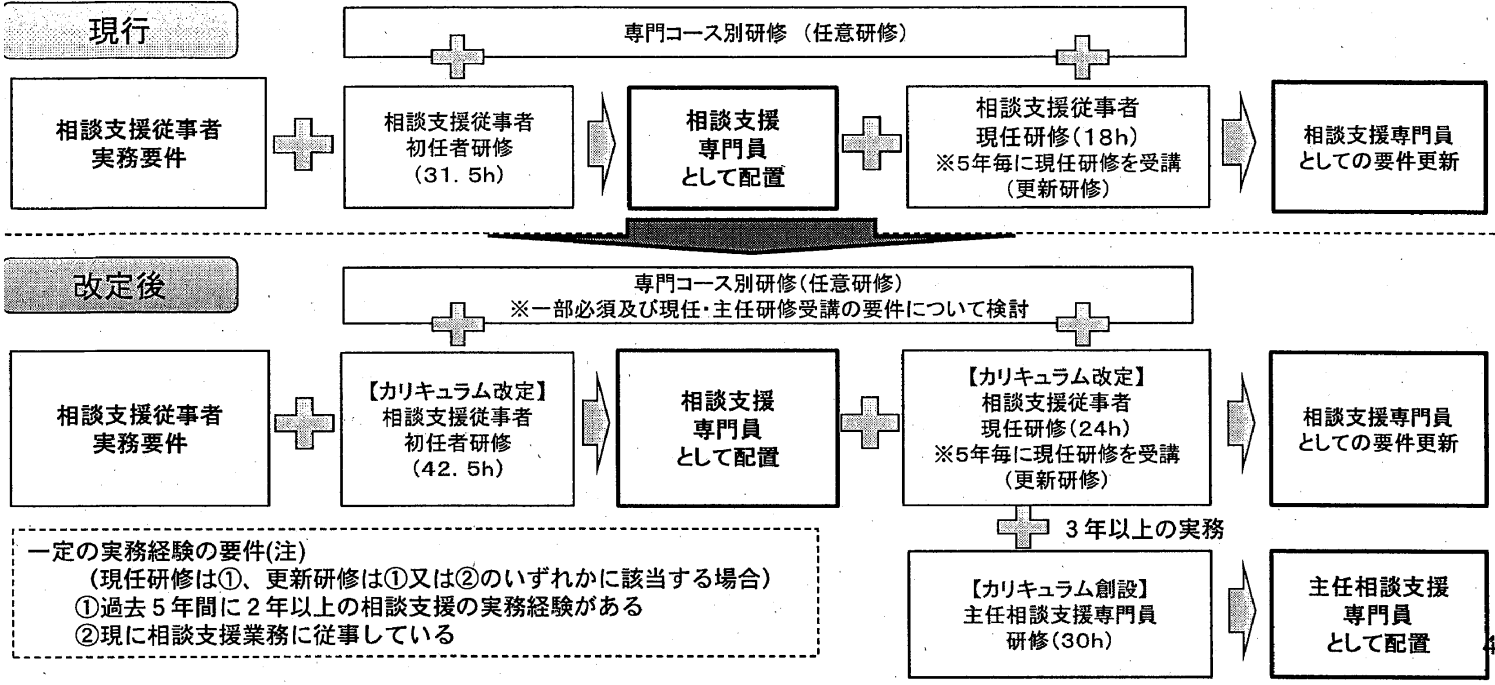
40

(1) 相談支援等の充実について

41

相談支援専門員の研修制度の見直し

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期間に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員の研修制度の見直しのスケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
初任者研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施		都道府県による新カリキュラムの研修開始	
現任研修 (更新研修)	都道府県による旧カリキュラムの研修実施	カリキュラムの告示改正 新カリキュラムの内容等について周知	都道府県による新カリキュラムの研修開始	
主任相談支援専門員研修	告示新設 ※報酬告示も見直し		国による研修の実施	準備が整い次第、都道府県による研修を順次実施

相談支援の充実等

主任相談支援専門員の創設等

- 基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を平成30年度より創設する。
- 創設する主任相談支援専門員の養成研修については、平成30年度と31年度は国が実施し（主任相談支援専門員養成研修等事業）、県においては、平成31年度以降に実施予定である。
- 主任相談支援専門員の主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進を図るため、国は事例の収集・整理・分析を行い、今後新たに設置する際に参考となる手引きの作成等を行う予定である。

事業	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
主任相談支援専門員養成関係	制度創設の準備	主任相談支援専門員養成テキストの作成	国による養成実施	都道府県による養成開始
基幹相談支援センター設置促進関係		取り組みの好事例の収集、具体的な取り組み方法等の整理分析による設置運営のための手引きの作成		市町村において手引きも活用し、センターの設置を促進

セルフプランに対して市町が取り組む事項

- ① セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望する者の有無等把握
- ② 計画相談支援を提供する体制が十分でないため、セルフプランの作成者が多い市町村は、体制整備のための計画を作成
- ③ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証すること

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の猶予措置

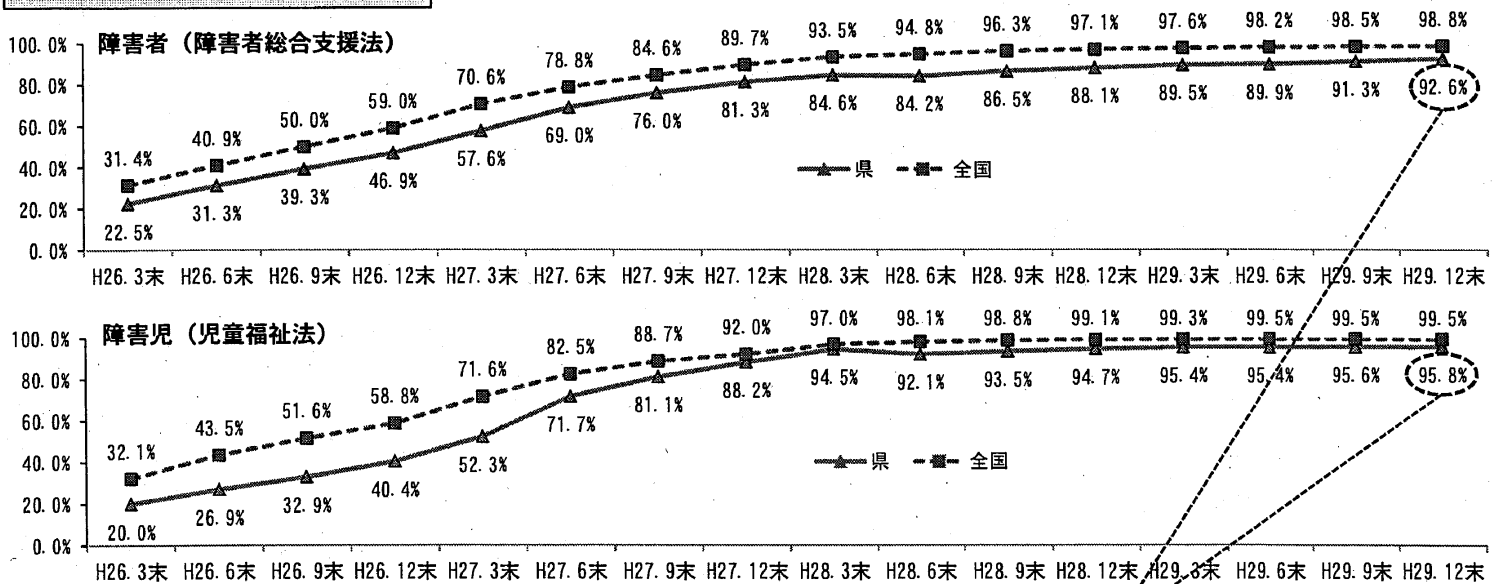
- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、所定の研修を修了することが要件となっているが、「事業の開始後1年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置が設定（平成30年3月末まで）。
- 障害福祉サービス等の質の向上に向け、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の改定を平成31年度に予定していることから、上記の猶予措置について平成31年3月末まで延長する。

44

計画相談の現状

- 県内の計画相談の実施率は、H29.12末で障害者92.6%、障害児95.8%となっており、実施率は向上しているものの、過去のいずれの時点においても全国平均を下回っている。
- 一部の自治体では実施率が低調（80%未満）。

計画相談の実施率（推移）



県内市町の状況

区分	達成率					計
	20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	
障害者		1		1	10	29
障害児			1		2	38

45

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

モニタリング実施標準期間の見直し

支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

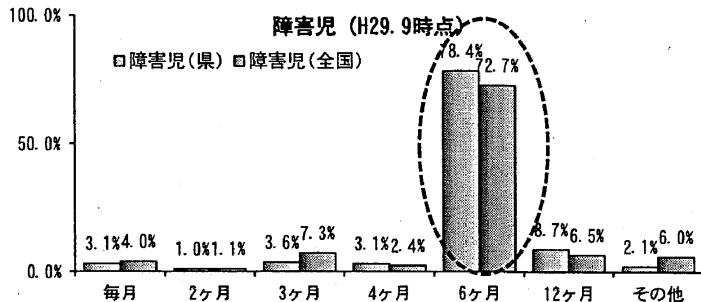
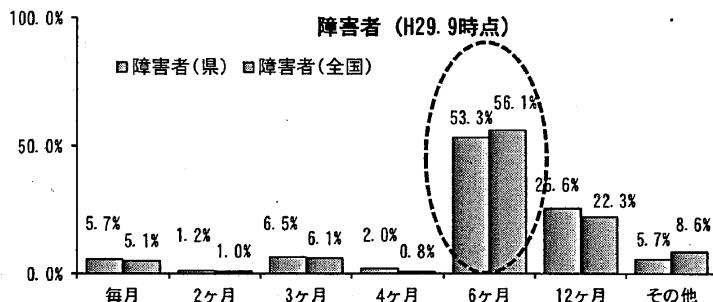


- 例：
- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
 - ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

モニタリングの現状

【解釈通知】

モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案する。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要。



相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

特定事業所加算の見直し

相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

高い質と専門性を評価する加算の創設

質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。（初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目）

計画相談支援の基本報酬の見直し

現行基本報酬	加算 新基本報酬
--------	-------------

46

モニタリング実施標準期間の見直し・標準担当件数の設定

モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所福祉サービス等	集中的支援が必要な者	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 （日中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図るため、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする。※「1ヶ月平均」とは当該月の前6ヶ月間の利用者の数を6で除して得た数を指す。

47